

## 契約の履行過程における債権者の責任（三）

——合意を基礎におく責任と合意とは異なる原理に基づく負担

小林 友 則

序章 問題の所在

第一章 民法の起草過程

第一節 旧民法における弁済の提供制度

第二節 現行民法四九二条の弁済の提供制度

第三節 民法四一三条の起草過程における債権者の責任

第四節 小括（以上、二四六号）

第二章 債権者の責任をめぐる日本の学説の展開

第一節 民法四一三条の法的性質をめぐる議論

第一款 法定責任説

第二款 債務不履行説

第三款 まとめ

第二節 結論の妥当性を追求する議論の展開

第一款 受領義務の存否に関する二者択一の議論から脱却する見解

第二款 要件面における一律性を回避する見解

第三款 まとめ（以上、二四七号）

第三節 受領遅滞を規律する統一的な法規範の構築を試みる議論

第一款 契約との関係で債権者の責任規範を再構築しようとする議論

一 法定責任制度と契約責任制度を併存させる見解

二 契約責任制度への一元化をはかる見解

第二款 立法過程の分析を基礎として債権者の責任規範の再構築を試みる議論

一 北居教授の見解

二 奥富教授の見解

第三款 まとめ

第四節 小括（以上本号）

第三章 履行の最終段階を規律するドイツ法上の制度

第四章 履行の中途段階を規律するドイツ法上の制度

第五章 結章

### 第三節 受領遅滞を規律する統一的な法規範の構築を試みる議論

第二期の学説においては、妥当な結論をいかに基礎づけるかという点に関心がそがれたが、近年、受領遅滞を規律する統一的な法規範の構築を試みる議論が、二つの方向から展開されている。第一に、伝統的な法定責任説と債務不履行説が受領遅滞における債権者の責任を債権・債務のレベルで問題としてきた点を批判し、契約との関係で債権者の責任規範を再構築しようとする議論である。第二に、従来の議論が立法過程から民法四一三条が問題とする債権者の責任を明らかにすることはできないと結論付けていた点を批判し、立法過程の詳細な分析を基礎として、受領遅滞における債権者の責任の体系を構築しようとする議論である。

以下では、近年展開されているこれらの新しい議論について、受領遅滞における債権者の責任を規律する法規範をどのように構築するのか、そして債権者がどのような責任を負うと考えているのかについて考察する。

#### 第一款 契約との関係で債権者の責任規範を再構築しようとする議論

契約との関係で債権者の責任規範を再構築しようとする議論の特徴は、債権者の受領義務の存否を債権・債務のレベルではなく、具体的な契約のレベルで問題とする点に存在する。もともと、このような考え方をとる見解の内部においても、受領遅滞における債権者の責任についてどのような体系を構築するかという点で、大きく二つの立場に分かれる。第一に、契約のレベルで債権者の契約上の受領義務違反を問題とする契約責任制度と、債権のレベルで債権者の法定の責任を問題とする法定責任制度の両方を債権者の責任体系に取り込む立場、第二に、受領遅滞における債権者の責任の規律を債権者の契約上の受領義務違反を問題とする契約責任制度に一元化する

立場である。以下では、前者の立場について、この立場を代表する見解として平井宜雄教授の見解について考察し、その後、後者の立場について、この立場を代表する見解として潮見佳男教授の見解について考察することにしたい。

### 一 法定責任制度と契約責任制度を併存させる見解

#### (一) 受領義務の存否を考えるパラダイム

平井教授は、従来の議論においては債務とは何かという問題の考え方に次のような問題が存在したと指摘する。<sup>(1)</sup> すなわち、従来は、債務とは契約の趣旨や目的から明らかであるとの認識を前提とした上で、この主たる給付を内容とする伝統的な債務概念以外にも契約目的実現に必要な調査・説明義務といった種々の義務を債務の内容容として承認すべきとの主張を受け、給付義務と付随義務という概念が成立した。しかし、各種の義務を列挙するという形で問題を解決しようとするのは積極的債権侵害に関する規定を有しないドイツ民法独自の構造から生まれたものであって、「債務ノ本旨」に従わざる履行をすべて債務不履行として扱う日本民法では、このような論法に従う理論的根拠は存在しない」。

その上で、平井教授は、債務とは何かという問題は、次のように考えるべきだと主張する。<sup>(2)</sup> すなわち、この問題は、「ドイツ民法のように、給付義務・付随義務という形で債権総則のレベルにおいて扱われるべきではなく、債務発生原因が契約の場合には契約各論のレベルで、言いかえれば、個々の契約の解釈として解決されるべきである。すなわち、まずいかなる義務が当事者により明示的または黙示的に合意されたのかを確定すべきであり、次に、契約の解釈という作業によってもなお当事者の意思が明らかにならない場合にはじめて、規範的な判断と

して当該契約によって意図された（法律の規定に基づいて発生する債務の場合には、法律の目的に照らして）目的を最もよく達成するような義務が承認されるべきである」。なお、契約の解釈を越えた義務の認定にあたっては、法律論としては民法一条二項の信義則をその根拠として用いるしかない。

契約当事者の義務を契約との関係で問題とする以上の考え方を基礎に据え、平井教授は、受領義務を認めるべきかどうかの問題についても、債権一般に通じる問題、すなわち債権レベルの問題として位置づけるのではなく、債務の内容に応じた契約の解釈の問題、すなわち契約レベルの問題として位置づけて考えるべきであるとする。<sup>(4)</sup>

## (二) 契約責任制度と法定責任制度の併置

### (一) 契約上の受領義務違反を問題とする契約責任制度

平井教授は、行為債務・引渡債務という債務の内容の分類に従って、債務の内容ごとに受領義務を認める必要があるかを分析する。まず、行為債務のうち不作為債務は、「債権者の受領を要しないことが多いから、その場合には受領義務を認める理由に乏しい」とする。次に、作為債務については、「受領義務を認めるならば、理論上は不当な結果が生じる場合がある」として、このような場合に受領義務を認めるべきではないとする。また、引渡債務については、それが双務契約に基づいて生じる場合には、受領遅滞にある債権者の多くは反対債務を履行していないから、債務者は、債権者の負う反対債務の不履行を理由として、解除または損害賠償をすれば足りるとし、受領義務を認める必要はないとする。<sup>(5)</sup>

以上の分析に基づき、平井教授は、「このように問題を限定できるとすれば、債権一般について受領義務を認めることは不当な一般化」であり、個別的・具体的な場合に依りて、引渡債務を生じさせる契約の解釈（規範的

解釈を含む) ないし法律の規定(信義則)の解釈として必要があれば受領義務を認めれば足りるとの結論をとる。<sup>(9)</sup>

もつとも、平井教授は、どのような場合に契約や法律の解釈から債権者の受領義務が認められるのかについては、必ずしも明らかにしていない。<sup>(11)</sup>しかし、受領義務が認められる場合を受領義務について当事者の明示・黙示の合意がある場合よりも広く解していることは確かである。なぜなら、平井教授は、契約の解釈には、当事者の真意を探求する契約の解釈(平井教授はこのような契約の解釈を「本来的解釈」と呼ぶ)<sup>(12)</sup>だけでなく、裁判官が契約当事者の意思にかかわらず契約上の権利義務を創造する作業(平井教授はこのような解釈を「規範的解釈」と呼ぶ)<sup>(13)</sup>も含まれるとしており、当事者間の合意や任意規定、慣習といった義務を直接的に導く根拠が存在しない場合にも、信義則あるいは条理が実現するところの交換的正義によって、契約上、義務を根拠づけることができる場合があると解しているからである。<sup>(14)</sup><sup>(15)</sup>

平井教授は、契約の解釈により債権者に受領義務が認められる場合にどのような規律がなされるかについて特別な言及を行っていないため、債務不履行の場合の一般的な規律に服することを想定しているものと考えられる。すなわち、債権者が契約上の受領義務に違反した場合には、債務不履行責任の一般原則を定める四一五条に基づいて、債務不履行責任が生じる。したがって、受領義務違反の効果として債務者に損害賠償請求権と解除権が認められることになる。この損害賠償請求権や解除権が認められるための要件として、一般の債務不履行の原則に従い、債権者の帰責事由が要求される。<sup>(16)</sup>また、債務者の履行請求権も問題となることになる。

以上のように、平井教授が問題とする債権者の受領義務は、主に契約との関係で認められる契約上の義務であり、債権者の受領義務違反の場合に債権者が負う責任として、平井教授は、契約と直接的な結びつきをもつ責任

を想定している。そこで、債権・債務との関係を強く意識した債権者の債務不履行責任を想定する伝統的な債務不履行説と区別するために、平井教授の見解においては、債権者の受領義務違反を問題とする制度を契約責任制度と呼称したい。

(..ii) 四一三条に位置づけられた法定責任制度

他方、平井教授は、四一三条を債権レベルで債権者の法定の責任を問題とした制度と解し、契約のレベルで債権者の契約上の受領義務違反を問題とする契約責任制度とは異なる制度として位置づけている。<sup>(17)</sup>

四一三条を法定責任制度と解する理由について、平井教授は次のように説明する。すなわち、債権者の受領義務を一般的に認めない以上、四一三条の要件として帰責事由を問題とする余地はない。債権者は帰責事由のない場合にも四一三条の責任を負うことになるが、債務者としてなすべきことをすべてなした債務者を保護するのが筋である。その代わり、四一三条の効果として債務不履行の一般的効果としての損害賠償請求および解除権は否定してバランスをとるべきである。<sup>(19)</sup>

平井教授は四一三条の要件として弁済の提供があったこと、および債権者が受領を拒み、または受領不能であることのみを挙げる。このため、弁済の提供があったことのみを要件とする四九二条の弁済の提供制度制度と四一三条との関係が問題となる。この点につき平井教授は、民法が独立の制度として四一三条の規定をおいた以上、四一三条に固有の効果を認めるべきであるとする。「すなわち、弁済の提供が債務者の責任からの解放という形で規定されているのに対し、受領遅滞はこれを債権者からみた責任という形で想定したものであり、独立の制度であるが故に、弁済の提供と区別されたところの、それに固有の効果が与えられるように解すべき」とする。<sup>(20)</sup> このため、四九二条には、①損害賠償責任を免れる、②解除されない、③担保権を実行されない、④遅延利

息・違約金の請求をされない、⑤約定利息が発生しない、⑥強制執行を免れるという効果のみを認める。そして、四一三条には四一三条が弁済の提供を要件としているのであるから「遅滞の責任」と弁済の提供の効果は重複するとして①から⑥の効果を認め、その上で、⑦債務者の目的物の保管義務の軽減、⑧危険の移転、⑨受領遅滞によって増加した弁済費用の請求を四一三条の固有の効果として認める。

## 二 契約責任制度への一元化をはかる見解

### (一) 平井説との異同

潮見教授も、平井教授と同様、契約との関係で債権者に受領義務が認められるかを問題とする。すなわち、潮見教授は、債権関係発生原因から切断された抽象的概念としての債権を基点に据えて債権者と債務者の法律関係を説明するのではなく、債権関係を設定することによって目的とされた利益、すなわち債権者利益を中心に、債権者と債務者の関係を規律する実体法規範を觀念し、債権者利益の実現を保障する体系として債権機構をとらえるべきことを主張する。<sup>(2)</sup>そして、ここでは、当該債権関係発生原因（たとえば契約）において実現を保障された債権者利益（契約利益）が何かを確定し、こうした債権者利益実現のために債権者にどのような機能が付与され、両当事者にどのような規範的拘束が課されるのかを整理し、あるべき理論枠組みとして提示することが重要となるとする。<sup>(3)</sup>

従来議論に対する批判に関しては、潮見説と平井説との間に違いはない。しかし、平井教授が、契約との関係で一般的に債権者の受領義務を肯定すべきではないとした上で、受領義務の存否を個別・具体的な契約の解釈に委ねるのは異なり、潮見教授は、債権者の受領義務を一般的に肯定する契約規範を定立し、受領遅滞における債権者の責任の規律を債権者の契約上の受領義務違反を問題とする契約責任制度に一元化しようとする。



（二）債権者の規範的拘束を問題とする契約責任制度の構築

潮見教授は、契約関係には債権者利益（契約利益）の実現に向けて誠実に協力すべき規範的拘束を債権者にも負担させる契約規範が存在しているとし、債権者は規範的拘束を受けた地位、すなわち受領義務を一般的に負担するとする。<sup>(24)</sup>

（i）債権者の受領義務を基礎づける契約規範

潮見教授は、契約関係において債権者に規範的拘束が課されることを根拠づけるために、まず、受領をめぐる債権者と債務者の関係を次のように把握する。すなわち、契約を発生原因とする債権関係は、「契約により設定され、法秩序によつて実現を保障された債権者利益（契約利益）の実現という共同の目的に向かつて協力すべき有機体」であり、「履行過程上では、債務者の具体的な提供行為と債権者の具体的な協力行為が相互に絡み合っているのであつて、かかる相互交渉の結果として、債権者利益（契約利益）が実現されていく。」

その上で、潮見教授は、このような関係においては、契約関係を支配する信義則からの帰結として、債権者にも弁済に協力すべき規範的拘束が課されるとする。すなわち、契約関係において、契約当事者は債権者利益の実現という共同の目的を自律的に決定するのであり、法秩序はこれをそのまま承認してその実現を保障する。そして、債権者利益の実現を保障した法秩序は、その結果が実現されるように当事者を支援する。この支援は、「権利」として債権者が有する地位（契約利益）の実現を保障することに向けられるにとどまらず、自律的に形成された契約関係の中で結果（契約利益）の実現に向けて誠実にふるまう債務者の地位を保障することにも向けられる。したがって、このような国家による債権者利益実現保障を根拠として、債権者は契約関係において「債権者利益（契約利益）を獲得することができる期待的地位としての『債権』に伴う『規範的拘束を受けた地位』（債

務)を負担することになる。<sup>(26)</sup>

以上のように、潮見教授は、契約関係における債権者と債務者の関係について、「契約により設定され、法秩序によって実現を保障された債権者利益(契約利益)の実現という共同の目的に向かって協力すべき有機体」としてとらえ、有機体としての契約関係の中で、契約ならびに契約関係を支配する信義則から債権者の受領義務を正当化する。この点、我妻博士も、債権者と債務者の関係を契約によって企図された共同の目的に向って互に協力すべき有機的關係としての共同体としてとらえ、そこから信義則によって債権者の受領義務を正当化している。<sup>(27)</sup>しかし、我妻博士は、債権者と債務者の関係を債権レベルでとらえたため、契約によって企図された共同の目的の実現を社会全体の利益という観点からとらえ、契約目的の実現を契約の外から拘束しようとした。これに対し、潮見教授は、債権者と債務者の関係を契約レベルでとらえ、契約利益の実現という共同の目的を自己決定の結果として位置づけた上で、契約利益の実現を契約に内在的な拘束としてとらえており、この点で我妻博士の見解とは異なることになる。

(ii) 規範的拘束を受けた地位としての債権者の受領義務

潮見教授は、債権者の受領義務について、「行為義務」としてとらえてきた伝統的な理解と異なり、「規範的拘束を受けた地位」という概念によってとらえることを主張する。<sup>(28)</sup>

債権者の受領義務を「行為義務」としてとらえた場合、当該義務との関係では、契約利益の実現に向けて必要となる具体的行動をする債権者の義務が問題となるにとどまる。しかも、こうした具体的行為義務は、規範的な命令・禁止に適合する当事者の行為にむけられたものであるため、問題となる具体的行動が当事者にとって期待可能でなければならぬ。しかし、潮見教授は、債権者は、契約との関係において、こうした具体的行為を行う

ことをこえて、契約利益の実現自体を保証することを引き受けていると解する。そこで、潮見教授は、債権者が行為義務をこえて契約利益の実現を保障している点を表現するために、受領義務を「行為義務」ではなく「規範的拘束を受けた地位」という概念によってとらえるのである。

潮見教授が、債権者の受領義務を「規範的拘束を受けた地位」ととらえるのは、受領遅滞制度を単純な「行為義務違反」としての債務不履行を問題とした制度と解するのではなく、「債権に伴う規範的地位に適合していない」という債務不履行、すなわち契約不適合を問題とした制度と解し、伝統的な債務不履行観にとらわれることなく受領遅滞制度を構築するためである。<sup>(29)</sup> 具体的には、債務不履行責任の要件として債権者の帰責事由を要求するドグマから離れ、効果ごとに要件を設定する道を開き、また、効果の面で、債務不履行の効果として通常認められる損害賠償や解除に限定されることなく、様々な効果を受領遅滞制度に取り込む道を開くことが意図されている。

(…iii) 四一三条の位置づけ

潮見教授は、民法四一三条を、「債権に伴う規範的地位に適合していない」という債務不履行を問題とした制度と位置づける。そして、契約不適合としての債務不履行の中でも、四一三条は「権利に伴う規範的拘束」からの逸脱としての特異性を有する「債権者の遅滞」を規律する制度として、「債務者の遅滞」を原因とする責任とは別に規定が置かれていると解する。その上で、「その特異性を考慮してどのような救済手段を設計していくかが重要である」と指摘する。<sup>(30)</sup>

一方、潮見教授は、四一三条と四九二条の関係については、四一三条と四九二条がともに債権者が受領を遅滞した場を規律する制度であることを認めた上で、一つの事象を異にする二つの規範が法的に評価することとは十分に考えられると主張する。そして、四九二条は債務者の責任の軽減を、四一三条は債権者に責任を負担

させることを目的としているとして、両制度を区別した上で、それぞれの目的に合致した固有の効果を認めるべきとする。<sup>(31)</sup>このため、潮見教授は、債務者が債務の本旨に適った弁済の提供をしたという点に着目して付与される「不履行責任の免脱（遅滞責任の否定）」に関する効果は、四九二条の効果とすべきであり、四一三条の効果とすべきではないとする。

(iv) 受領遅滞制度の要件および効果

潮見教授は、四一三条の受領遅滞制度における債権者の責任の発生要件につき、受領遅滞制度の保護を受けるに値する弁済の提供があること、および債権者が弁済の提供を受領することを拒み、または受領することができないことを要件として挙げる。潮見教授はこの二点が要件として要求されることを、受領遅滞制度が「債務の履行につき債権者の協力が必要な場合に、債務者としてなすべきことをなしたにもかかわらず債権者の協力が欠如しているために債務履行を完了できない状態にある債務者の救済をめざす」ことを目的とした制度であると解する点から基礎づける。他方、受領拒絶ないし受領不能が債権者の帰責事由に基づくことを要するか否かについては、受領遅滞制度において認められる各効果との関係で、個別に考えるべきであると解している。<sup>(32)</sup>

四一三条の受領遅滞制度の効果としては、大別して以下の三つの効果が生じると解する。<sup>(33)</sup>

第一に、受領遅滞後は履行過程において債務者の採るべき具体的行為の内容が債務者にとって有利になる。具体的には、まず、債権者が受領遅滞にあるときには、債務者は債権者のために目的物を供託してその債務を免れることができることは民法四九四条以下から明らかであるとして、供託権の発生を認める。<sup>(34)</sup>次に、受領遅滞以後、債務者の注意義務は軽減され、自己の財産における同一の注意義務をもって足りると一般的に解されているとして、債務者の目的物保管義務の程度が軽減することを認める。<sup>(34)</sup>さらに、受領遅滞中の果実收取義務の免除を認

める。<sup>(35)</sup>

第二に、双務契約においては、債権者に対価危険が移転する。潮見教授は、対価危険の移転は受領義務という行為義務違反に基づく帰責の問題ではないとして、対価危険の移転が生じるための要件として債権者の帰責事由を要しないとす。

第三に、受領にあたり「債権に伴う規範的拘束」に違反した債権者の行為を理由として、債務者の損害賠償請求権、契約の解除権、さらに履行請求権が認められる。

まず、損害賠償請求権について、潮見教授は、債務者から弁済の提供があり、かつ債権者の受領拒絶または受領不能が認められる場合には、債権者に免責事由がない限り、債務者は「かかる受領遅滞により生じた損害の賠償を債権者に請求することができる」とする。この点、潮見教授は、債務不履行の帰責事由要件に関する一般論において、ドイツ的な過失責任の原則を放棄し、帰責性の問題を債務内容へと組み込む考え方を採用しているため、四一三条の効果としての損害賠償請求権の要件を考えるにあたっても同様の考え方をとっていることを指摘することができる。

なお、無益となった弁済の提供のために要した費用や債務の目的物の保管・維持のために要した増加費用の賠償についても、潮見教授は、民法起草当時の見解が増加費用をもって受領遅滞を理由とする損害賠償の問題ととらえていたことを理由として、損害賠償請求権の範囲の問題として処理する考え方をとる。

もっとも、このように解すると、受領遅滞に陥った債権者に免責事由があれば増加費用の賠償責任は否定されることになる。そこで、潮見教授は、「民法四八五条但書の背後に、『債権者側に原因のある増加費用については、債権者側の帰責性のいかにかわらず、債権者が負担すべきである』とのルールを読み取ることができるので

あれば、損害賠償請求によるまでもなく、同条但書を類推して増加費用の負担を債権者に課してよい」とする。<sup>(37)</sup>

次に、契約の解除権について、潮見教授は、債務者の債務不履行に関して近時有力に主張されている帰責事由の代わりに重大な契約違反という判断枠組み採用する見解を支持し、受領遅滞においても、「重大な契約違反」がある場合には、債務者は、債権者の帰責事由を問題とすることなく、契約を解除することができる。

さらに、潮見教授は、受領遅滞を債権者の債務不履行ととらえることにより、債務不履行の一般法理に即して、債権者の規範的拘束の違反を理由として、債務者に履行請求権（さらに、履行強制）が認められるとする。<sup>(39)</sup>

## 第二款 立法過程の分析を基礎として債権者の責任規範の再構築を試みる議論

受領遅滞における債権者の責任規範を再構築しようとする試みは、前款で考察した契約という観点からのアプローチとは異なる観点からもなされている。それが、立法過程の分析を基礎として債権者の責任規範の構築を試みる北居教授と奥富教授の見解である。両教授は、伝統的な議論が立法過程から民法四一三条の意義を明らかにすることはできないと断念したこと、および、受領遅滞における債権者の責任を四一三条との関係でのみ問題としたことを問題視する。そこで両教授は、債権者が受領を遅滞した場合を規律する制度が民法四一三条に限られない点に着目し、立法過程の分析をふまえて、各制度の関係から四一三条の意義を明らかにするとともに、四一三条を含めた複数の制度によって受領遅滞における債権者の責任の体系を民法に構築しようとする。もともと、両教授は、債権者の責任の問題について同種のアプローチを行うにも関わらず、四一三条の意義の解釈について異なる結論をとる。そこで以下では、両教授の見解について考察していく。

一 北居教授の見解

（一）従来の議論の問題点

民法四一三条の立法過程はこれまでも問題とされてきたが、従来、立法過程から四一三条の趣旨を明らかにすることはできないと考えられてきた。これに対し、北居教授は、これまで立法過程から四一三条の趣旨を明らかにすることができなかったのは、従来の学説が四一三条の趣旨を四一三条との関係においてのみ捉えようとしたからであるとし、四一三条だけでなく、四一三条と同様に債権者が受領を遅滞した場面を規律する民法四九二条をも考慮に入れることで、立法過程の分析から四一三条の趣旨を導き出すことができると主張する。

北居教授は、四一三条の立法趣旨の解明を困難なものとしている原因は、法典調査会における四一三条の趣旨説明において、一つの制度に並存させることが困難な二つの趣旨が示されたことにあると指摘する。<sup>(40)</sup> すなわち、法典調査会においては、①売買契約の買主に売買目的物の引取義務を認めた上でこれを債権関係一般に拡張すると説明がなされながら、②債権者の受領遅滞責任の追及に債権者の過失は不要であると説明されている。①の点は、起草者が、四一三条を債権者の受領義務違反を問題とした制度であると考えていたものと推測させる。このため、債務不履行説はこの趣旨を強調する。しかし、債務不履行責任を追及するためには債務者の過失を要するとの考え方からすれば、債権者の受領義務違反を問題とした制度として四一三条を理解した場合、責任追及に債権者の過失は不要とした②の趣旨は没却されることになる。これに対し、②の趣旨は、起草者が四一三条を債権者の過失に基づく責任、すなわち債務不履行責任と考えていたわけではないという理解を導くものである。この②の趣旨を基礎に置くのが法定責任説である。しかし、債権者の受領義務を原則として認めないとする法定責任説の立場では、目的物の引取義務を認めた①の趣旨が没却されることになる。



そこで、北居教授は、四一三条だけでなく四九二条をも考慮に入れて債権者の責任を考えることにより、法典調査会において示された①の趣旨と②の趣旨を整合的に説明し、起草者意思に即した債権者の責任規範の構築を試みる。

(二) 四一三条と四九二条への債権者の責任規範の分配

(i) 四一三条と四九二条の意義

北居教授は、立法過程において四一三条が起草される前に四九二条が民法典に置かれた点に着目して、四九二条の意義を確定することから出発し、次のように述べる。<sup>(41)</sup> すなわち、四九二条の基礎となった旧民法における弁済の提供制度はフランス法を母法としており、旧民法およびフランスにおける弁済の提供制度は、債権者の受領遅滞に対応するための制度である。確かに、旧民法およびフランスにおける弁済の提供制度は債権者の責任を軽減する効果しか与えられていない。しかし、これは、債務者による弁済の提供が供託の要件となっており、供託をしさえすれば債務者は債務を免れ、債権者の責任を問題とする必要はなくなると考えられた結果に過ぎないのである。弁済の提供制度によって債権者に責任を負わせることが否定されていたわけではない。また、起草者は四九二条を起草するにあたって、当初、債権者への危険の移転も四九二条の効果として想定していた。したがって、四九二条は、債権者が受領を遅滞した場合に、債務者の責任を軽減するとともに、債権者に一定の責任を課すことを目的とした制度と考えるべきである。

北居教授は、四九二条は債権者が受領を遅滞したことに対する効果を定めた制度である以上、四一三条にはこれと異なる意義が存在するとして、四一三条の意義を次のように解する。<sup>(42)</sup> すなわち、北居教授は、法典調査会に



おける四一三条についての立法趣旨説明では四一三条が買主の引取義務を認める規定として考えられていたと説明されたこと、および旧商法典における買主の引取義務の規定が民法典との重複をさけるために削除されたことを根拠として、四一三条は売買における買主の引取義務違反を原因として買主に債務不履行責任を課す引取義務制度であると結論づける。

四九二条および四一三条の意義を以上のように解することで、北居教授は、法典調査会における趣旨説明で示された①の点と②の点を次のような形で民法体系に取り込んでいる。すなわち、債権者には引取義務が認められるとする点を、四一三条を債権者の引取義務違反を原因とした責任を規律する制度として理解することで民法体系に取り込み、他方で、受領遅滞責任の追及には過失が不要であるとする点を、四九二条を債権者の過失を問題としない責任を含む制度として理解することで民法体系に取り込んでいる。

また、北居教授は、「受領」および「引取」概念を区別することによって四九二条と四一三条の区別を図っている。<sup>(44)</sup>すなわち、北居教授は、遠田新一博士によって示された受領概念と引取概念の区別を基礎として、「受領」を債権者が給付が債務の本旨に適合していることを承認すること、「引取」を債権者による物の有体的持ち去りおよび給付実現への物理的な協力行為として定義することで区別する。さらに、北居教授は、この区別から、債権者に「引取」を義務づけることは「受領」を義務づけることを意味しないとして、「受領」を債権者の権利、「引取」を債権者の義務として性質決定することにより、受領は債権者の権利であり同時に義務となるものではないとするいわゆる「権利テーゼ」との関係でも、債権者に引取義務を認めることは問題がないとする。<sup>(46)</sup>

(.ii) 四一三条と四九二条が問題とする債権者の責任の具体的な内容

北居教授は、四九二条について、①債務者の債務不履行を原因とした責任を免除するとともに、②債務者によ

る有効な弁済の提供に応じない債権者に一定の不利益を課すことによって、債務者の責任を軽減することを目的とした制度と解している。このため、債務者が債務不履行を原因とした責任を免れるという効果（弁済の提供の防御的效果）のほか、危険の移転、注意義務の軽減、増加費用の賠償という効果（弁済の提供の攻撃的效果）を四九二条の効果と解している<sup>(47)</sup>。

もっとも、北居教授は四九二条の要件につき、前述した弁済の提供の防御的效果の要件としては、四九三条の定める債務者による債務の本旨に従った弁済の提供で足りるとする一方で、弁済の提供の攻撃的效果については、さらに債権者が弁済の提供を受領しないこと、すなわち債権者が受領遅滞に陥ることを要件として要求している。この点につき、北居教授は、債権者と債務者の間の利益の調整という観点からは、未だ債権者が受領遅滞に陥っていない場合には、危険の移転、注意義務の軽減、増加費用の賠償という効果を生じさせるべきではないからである<sup>(48)</sup>と説明する。

しかし、北居教授も、四九二条から債権者が受領遅滞に陥ったことを要件として導くことは困難であることを認めている。なぜなら、民法四九三条は弁済の提供の方法として、口頭の提供で足りる場合も定めているため、四九二条の効果は口頭の提供がなされたのみで未だ債権者が受領遅滞に陥っていない場合にも生じうることになるからである。そこで、北居教授は、危険の移転、注意義務の軽減、増加費用の賠償という弁済の提供の攻撃的效果は、四一三条に「仮託」して生じるとする。ただし、北居教授は、債権者の受領遅滞を要件とする点を明確にする限りにおいて四一三条に「仮託」するにすぎないことから、北居教授が四一三条の効果と位置づける損害賠償および契約の解除という効果と異なり、危険の移転、注意義務の軽減、増加費用の賠償という効果が生じるために債権者の過失は不要であると<sup>(48)</sup>する。

一方、北居教授は、四一三条を債権者の目的物の引取義務違反を問題とする制度と解することにより、債務者の債務不履行責任の場合と同様に債務者の損害賠償請求権および契約の解除権の発生を認めている。また、要件としては、債権者の帰責事由を要求している。もつとも、北居教授は、ドイツおよびフランスにおける引取義務制度の考察を基礎として、引取義務制度は、債務者に引取請求権を認める制度ではなく、供託と並び、解除によって債務者を契約から解放することを目的とする制度と解すべきであるとして、引取義務違反の場合に債務者の履行請求権は認めていない。<sup>(49)(50)</sup>

## 二 奥富教授の見解

### （一）従来の議論の問題点

奥富教授は、従来の議論は、四一三条の意義および目的を必ずしも明確に示すことができずと主張する。<sup>(51)</sup>奥富教授が問題とするのは、従来の学説では、四一三条の受領遅滞制度の効果が四一三条以外の制度によっても根拠づけられており、あるいは根拠づけることが可能であるという点である。すなわち、奥富教授は、法定責任説が主張する四一三条の効果のほとんどが、四九二条の弁済の提供の効果と重なり、弁済の提供の効果から外れる増加費用の賠償についても、四八五条但書によって根拠づけられていることを指摘する。また、四一三条の効果として債務者の損害賠償請求権や契約解除権を主張する債務不履行説については、債権者の受領遅滞において問題となる損害は主に増加費用と考えられるため、四八五条但書で増加費用の賠償が根拠づけられるならば、これ以外に損害賠償請求権を認める意義は薄いこと、また契約の解除権についても、債権者による反対給付の不履行を原因として債務者に契約の解除権を認めれば足りる場合がほとんどであり、四一三条の効果として契約の

解除権を認める必要はないと主張する。

その上で、奥富教授は、民法に受領遅滞という制度があるからには、そこにはこれによって達成すべき明確な目的・効果が本来あったはずであるとし、起草委員が受領遅滞制度を創設した意図や目的を探究することによって、四一三条の受領遅滞制度がどのような場合におけるどのような問題に対処するための制度であるかを明らかにするべきであると主張する。

(二) 起草者意思を基礎とした四一三条の意義の理解

(1) 四一三条の意義

奥富教授は、現行民法四一三条の起草過程および、起草委員のその後の著作を詳細に考察することを通じて、起草委員は、債権者が受領を行わない間に債務者が被る損害、とりわけ、債権者の受領遅滞後に債務者の下に新たに生じる増加費用という損害に対処するために、四一三条を創設したと解する。もともと、このように解すると、前述したように、現行民法四八五条但書があるにもかかわらず、なぜ四一三条があるのが問題となる。この点につき、奥富教授は、起草委員は現行民法四八五条但書に基づく増加費用の賠償と四一三条に基づく増加費用の賠償を異なるものとして認識していたと主張する。<sup>(52)</sup> すなわち、起草委員は、四八五条但書に基づく増加費用の賠償について、原則として債務者が負担すべき弁済費用を債権者に転嫁するものと解し、増加額を債権者の負担とするためには債権者の意思が関与した行為が要求されると考えていた。これに対し、四一三条に基づく増加費用の賠償については、債務者が自己の側ですべき履行のために必要な行為をしたことに着目して、たとえ不受領に債権者の意思が関与しない場合、すなわち不受領について債権者が無過失の場合や不可抗力による場合でも、

債権者が負担しなければならないものと考えていたとする。

その上で、奥富教授は、四一三条の受領遅滞制度が、債権者が受領を行わない場合に、債権者の過失を問題とすることなく、債務者に新しく生じた増加費用を債権者に請求する権利を債務者に認めるために創設されたものである以上、四一三条の要件として債権者の過失を要求することはできないとし、四一三条が問題とする債権者の責任は、原則として債権者の過失を要件とする債権者の受領義務違反を原因とした債務不履行責任ではなく、法が公平の観点から特別に債権者に負担させた責任であると主張する。<sup>(63)</sup>

また、奥富教授は四一三条と四九二条との関係という観点からも、四一三条が問題とする債権者の責任が、債務不履行責任ではなく、法定の責任であることを根拠づける。<sup>(64)</sup> すなわち、四一三条は弁済の提供を要件の一つとしており、債務者が弁済の提供を行って四一三条の効果が発生する場合には、四九二条の効果も生じることになる。四一三条の効果に四九二条の効果が含まれるという理解は、起草委員の採る理解でもある。そうであるならば、四一三条の責任を債務不履行責任と解すると、債務者が債務不履行責任を免れるという四九二条の効果を債権者の債務不履行の効果として認めることになる。奥富教授はこれを制度矛盾であると主張し、この制度矛盾を回避するため、四一三条が問題とする責任は四九二条の効果を内包しうる法定の責任と解するべきであるとする。

(ii) 四一三条の要件および効果

奥富教授は、四一三条が問題とする責任を、「公平の観点から、履行遅延に伴って生ずる不利益を債務者に負わせることなく、これを債権者に負わせることを、法が特に認めた責任」と解することにより、四一三条の要件として債権者の帰責事由を要求しないことが適切であると主張する。<sup>(65)</sup>

四一三条の効果としては、前述の起草者が四一三条を創設した目的についての理解を基礎として、①債務者に

新しく生じた増加費用を債権者に請求する権利を債務者に認めるほか、四一三条の効果の中に四九二条の効果が含まれるとする理解を基礎として、②債務者の不履行責任の免除、および③約定利息発生を四一三条の効果として認める<sup>(58)</sup>。さらにこれらに加えて、④債務者の注意義務が自己の財産に対するのと同一の注意義務に軽減されることも四一三条の効果として認める<sup>(59)</sup>。

なお、④の目的物の保管にかかる注意義務の軽減という効果については、奥富教授も、原案四一二条の審議で言及されておらず、起草者も想定していなかったことを認める<sup>(60)</sup>。その上で、次のように主張して四一三条の効果として認めるべきとする<sup>(61)</sup>。すなわち、債権者の受領遅滞以後における債務者の注意義務は、債務者が弁済の提供をし、自己の側でなすべきことをすべてした以上、免除されるという結論もあるところ、そこまで認めることは適切でないとする価値判断から、法が特に認めた義務であると考えられることができる。債権者の受領遅滞によって債務者のもとに新たに生じた増加費用を債務者が負担しなくともよいのと同様、債権者の受領遅滞によって新たに生じた負担としての注意義務も、少なくとも債権者の受領遅滞以前よりも軽減されてよいはずである。

他方、奥富教授は、対価危険の移転、供託権の発生、同時履行の抗弁権の喪失については、それぞれ五三四条以下、四九四条、五三三条という制度の問題であるとして、四一三条の効果には含まれないとする<sup>(62)</sup>。

### (三) 債権者の受領義務違反に基づく責任の位置づけ

奥富教授は、債権者に受領義務ないし引取義務を認めるべき場合があることを認めた上で、債権者も受領義務ないし引取義務を負っていることとの関係では債務者であるとし、受領義務・引取義務の不履行は債務者遅滞・履行遅滞になると捉え、四一三条と切り離して民法四一二条との関係で把握すべきと主張する<sup>(63)</sup>。そして、このよ

うな考え方はすでに富井博士によっても示されているとして、日本法においてこのような考え方を採用することに問題はないと主張する。

奥富教授は、受領義務ないし引取義務は信義則を根拠として認めるという考え方を採った上で、当該義務がどのような場合に認められるべきかについては、債務者を債務不履行の効果で保護すべきか否かを基準とすることを主張する。もつとも、奥富教授は、債務者に契約の解除権が認められるか否かは解除制度の問題であるとして、受領義務や引取義務の問題と切り離して考えるべきとする<sup>(64)</sup>。したがって、債務者に損害賠償請求権を与えて保護する必要がある場合に、信義則に基づいて、受領義務ないし引取義務を認めるとする<sup>(65)</sup>。

### 第三款 まとめ

本款では、第三期の議論が従来の議論との関係でいかなる意義を有するのかを明らかにした上で、第三期に展開された議論を整理し、近時の債権法改正の動向も踏まえて受領遅滞における債権者の責任に関する日本法の到達点を示したい。

#### (一) 従来議論との関係における第二期の議論の意義

第一章で言及したように、起草者が四一三条の受領遅滞制度を債権者のどのような責任を問題とする制度として起草しようとしたのかは、必ずしも明らかではなかった。そこで民法起草後、学説では、四一三条の法的性質をめぐる議論が展開され、法が特別に定めた責任を問題とする制度と解する法定責任説と債権者の受領義務違反に基づく債務不履行責任を問題とする制度と解する債務不履行説が対立した。しかし、第一期の議論は、四一三



条における債権者の責任を法定責任あるいは債務不履行責任のどちらと解した場合でも、妥当な結論を得られない場合が存在するという問題を抱えていた。

このため、具体的な結果の妥当性を追求する議論が展開されることとなった。林博士や奥田教授は、四一三条に基づく債権者の責任を法定責任と解した上で、債務者に損害賠償請求権や解除権を認めることはできないという伝統的な法定責任説の問題点を克服するために、信義則に基づいて例外的に債権者に受領義務を認め、受領義務違反に基づく責任を債権者に認めて債務者を保護することを主張した。このような林博士や奥田教授の議論によって、債権者の受領義務違反を問題としない責任と受領義務違反を原因とする責任の両者を受領遅滞における債権者の責任として認める方向性が示された。一方、星野博士は、債権者に過失がない限り債権者の責任は発生しないという伝統的な債務不履行説の問題点を、受領遅滞の場合の効果論および要件論を問題とする制度における利益考量を通じて個別に議論すべきとすることで克服することを主張した。この星野博士の議論によって、債権者に一般的に受領義務を認めるとしても、受領遅滞における債権者の責任として議論されている種々の効果を包括する一般的な要件を設定する必要が問題とされることになった。

もっとも、この第二期の議論は、どちらかといえば個別的な結果の妥当性が優先され、受領遅滞における債権者の責任を規律する法規範の全体像はわかりにくいものとなってしまった。このため、近年、受領遅滞における債権者の責任を規律する統一的な法規範の構築を試みる第三期の議論が展開されたのである。

第三期においては、二つの方向から受領遅滞を規律する統一的な法規範の構築を試みる議論が展開された。第一に、契約との関係で債権者の責任規範を再構築しようとする議論、第二に、立法過程の分析を基礎として債権者の責任規範の構築を試みる議論である。



債権者が受領を遅滞することによって、契約上、債権者にどのような責任が発生するかという視点から、受領遅滞における債権者の責任規範の構築を試みる平井教授や潮見教授の議論は、債権・債務との関係でのみ債権者の責任を問題としたために硬直的な責任規範を構築していた伝統的な議論を、契約に基づく責任を債権者の責任規範において重要な位置を占める責任として取り込むことによって、要件面および効果面での柔軟化を図り、克服しようとした。この議論によって、債権者の受領義務の問題を契約の拘束力がどこまで及ぶかという視点からとらえ、債権者の受領義務違反を原因とする責任を契約責任の問題の一つとして考える方向性が示された。

一方で、立法過程の分析を基礎として、民法上の関連する制度を視野に入れて債権者の責任規範の体系化を試みる北居教授と奥富教授の議論は、受領遅滞において債権者が負うべき責任には責任原理を異にする二つの責任があること、および両者を四一三条に取り込むことは困難であることを認識した上で、受領遅滞を規律する民法上の制度が四一三条だけではない点に着目し、四九二条を含む民法上の制度の全体を視野に入れて債権者の責任規範の体系化を図ることによって、四一三条の枠内に限定された責任規範を構築していた伝統的な議論を克服しようとした。この議論によって、債権者の責任規範を構築するにあたって起草者意思を手掛かりとすることが可能かつ必要であることが示されるとともに、受領遅滞において債権者が負う責任の正当化根拠を、四一三条にとどまることなく多元的に民法体系に求める方向性が示された。

## （二）第三期の議論における債権者の責任の考え方

### （i）契約との関係で債権者の責任規範を再構築しようとする議論

契約との関係で債権者の責任規範を再構築しようとする平井教授と潮見教授の議論は、従来の議論が、債権・

債務の発生原因である契約とは切り離された抽象的な概念としての債権・債務との関係において債権者の責任を問題としていた点を批判し、債権・債務の発生原因である契約との関係で債権者の責任を位置づける。

もつとも、債権・債務のレベルで債権者の責任を問題とする見解においても、契約において債権者の受領義務を認める明示もしくは黙示の合意が存在するかを問題とし、これが認められる場合には、債権者に契約上の受領義務違反を原因とした責任を認めてきた。<sup>(6)</sup>

これに対し、平井教授や潮見教授は、契約内容として債権者の受領義務が認められる場合を、債権者の受領義務に関する契約当事者の合意が認められる場合に限定していない。すなわち、両教授は、契約当事者の間で成立した合意を基に、契約上、契約当事者がどのような義務を負担することになるかを規範的評価を含めて判断する作業を契約内容を確定する作業の中に組み込み、その中で債権者の受領義務の存否を確定していくとする考え方をとっている。したがって、明示もしくは黙示の合意を要求していた従来の考え方よりもはるかに広い範囲が、債権者の契約上の受領義務を肯定しうる射程におさまることになる。

もつとも、契約内容の確定法理については、契約責任を問題とする議論の中で一致をみているわけではない。平井教授は、債権者が受領を行うことが常に契約内容となっていると考えるべきではないとし、契約上の受領義務が認められる範囲を限定的に解する。これに対し、潮見教授は、契約関係においては一般的に、債権者が契約利益の実現に向けて誠実に協力することが契約内容になっていると考えている。

このような理解の相違が、受領遅滞において債権者が負う責任をいかなる規範に求めるのかについて見解の対立を生じさせている。

平井教授は、債権者が契約上の受領義務を負わない場合にも債権者に責任を負わせるために、債権者の契約上

の受領義務違反を原因とする責任を問題とする契約責任制度と並んで、債権者の受領義務を問題とすることなく債権者に責任を負担させる制度を認める必要があると考えている。その上で、前者の制度については、契約の拘束力という観点から債権者の責任を正当化することを、後者の制度については、伝統的な法定責任説の考え方を踏襲し、債務者の利益を保護するために法が特別に認めた責任として正当化することを想定していると考えられる。

これに対して、潮見教授は、受領遅滞における債権者の責任を規律する制度を契約との関係で認められる「権利に伴う規範的拘束」から逸脱した責任を問題とする契約責任制度に一元化した上で、契約の拘束力という観点から債権者の責任を正当化する。<sup>(68)</sup>

なお、債権者の受領義務を契約との関係で位置づける平井教授や潮見教授は、債権者の受領義務を契約レベルで問題とする限りにおいて、債権レベルの問題である権利テーゼは問題とならないとの理解をとる。<sup>(69)</sup> この点確かに、債権者は権利を有するのみであり義務を負うものではない<sup>70</sup> という権利テーゼを、債権との関係から直接的に債権者の受領義務を導くことはできない<sup>71</sup> という意味においてのみとらえた場合には、契約との関係で債権者の受領義務を基礎づけることで権利テーゼの問題を回避しうる。しかし、権利テーゼの根底には債権行使の自由の原則が存在しているのであるから、権利テーゼの意味を限定的に解することなく、契約関係における権利テーゼの意義を再検討する必要があるように思われる。

(..ii) 立法過程の分析を基礎として債権者の責任規範の構築を試みる議論

北居教授と奥富教授は、立法過程に立ち戻って起草者の意思を探求することによって、民法体系においてあるべき債権者の責任規範を構築しようとする。

もつとも、受領遅滞を規律する法規範を構築するにあたって起草者の意思を考慮すべきとの考え方は従来の議論にも存在していた。ただ、従来の議論では、民法四一三条の起草にあたって起草者が構築しようとした法規範を明らかにすることは困難であると考えられていた。これに対し、北居教授や奥富教授は、単純に四一三条の立法過程にのみ着目するのではなく、四一三条と並んで受領遅滞の場面を規律する民法四九二条の起草過程、あるいは、そこで展開された起草委員の思考過程まで分析することにより、起草者が構築しようとした法規範を示そうとする。

北居教授と奥富教授は、債権者の受領義務を問題とすることなく債権者に課される責任と、受領義務違反を原因とする債務不履行責任の両方が、受領遅滞を規律するにあたって必要であると考え、共通している。この点は、受領義務の存否に関する二者択一の議論を否定した第二期における林博士と奥田教授の見解の流れをくむものである。もつとも、北居教授と奥富教授は、立法過程の分析を基礎として、四九二条と四一三条、あるいは四一三条と四一三条という民法上の二つの制度にそれぞれの責任の正当化根拠を求め、両責任を明確な位置づけをもたせて民法体系に取り込む点で、林博士や奥田教授と異なっている。

債権者の受領義務を問題とすることなく債権者に課される責任については、基本的に伝統的な法定責任説における理解を踏襲し、債務者を保護するために法が特別に認めた責任として理解する点で、北居教授と奥富教授は共通している。もつとも、個々の効果について、奥富教授は主に起草者意思から基礎づけるのに対し、北居教授は個々の効果がなぜ認められるのかについて特段の言及はしていない。

次に、受領義務違反を原因とした債務不履行責任に関しては、受領義務をどのように基礎づけるかという点で、北居教授と奥富教授は伝統的な債務不履行説、および平井教授や潮見教授と見解を異にする。すなわち、北居教

授は起草者意思によって引取義務を基礎づけ、奥富教授は、損害賠償請求権を認めて債務者を保護すべきとの評価に裏付けされた信義則上の義務として受領義務を基礎づける。

なお、受領義務と権利テーゼとの関係については、奥富教授は特に言及はしていない。一方で、北居教授は、「受領」を債権者が給付が債務の本旨に適合していることを承認すること、「引取」を債権者による物の有体的持ち去りおよび給付実現への物理的な協力行為と定義して両者を区別することで、債権者に「引取」を義務づけることは「受領」を義務づけることではないため、権利テーゼとの関係で問題ないと主張する。この点、北居教授は、受領は債権者の権利であり義務ではないという権利テーゼについて、「受領」は債権者の意思の問題なので、これを強制することはできないという趣旨で捉えているものと考えられる。しかし、このような理解は、少なくとも鳩山博士の理解とは異なっている。鳩山博士は「権利テーゼ」について、債権を行使して債権が実現されることによる利益を享受するか否かは債権者の自由に委ねられるべきであり、これを強制すべきではないという趣旨で理解している。<sup>(70)</sup>このため、売買目的物を物理的に引取ることも、債権の実現による利益の享受にあたり、これを強制することは権利テーゼに抵触することになる。<sup>(71)</sup>

### （三）近時の債権法改正の動向

法務省の法制審議会民法（債権関係）部会の第七一回会議において決定された「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」において、受領遅滞における債権者の責任に関する規定は次のように定めることが提案されている。まず、民法四一三条については、要件に関する文言は現行のままで、遅滞の効果として、増加した履行の費用を債権者が負担すること、および特定物の引渡債務について保存義務が軽減されることを明文化する形で改正

することが提案されている。<sup>(72)</sup> また、売買の箇所に危険の移転に関する規定を置くこと、そして、買主の義務として売買目的物の受取義務および対抗要件具備への協力義務を規定することが提案された上で、その違反の効果として債務不履行の一般原則に従い損害賠償請求権または契約の解除権が発生すること、および当該規定を有償契約に適宜準用することを想定しているという説明が加えられている。<sup>(73)</sup>

もっとも、第四〇回会議においては、民法四一三条の改正に関して、上記の効果に加えて、債務者の債務不履行責任が発生しないこと、債権者の同時履行の抗弁権の消滅、そして危険の移転を明文化することが審議されていた。また、同会議においては、債権者が受領義務を負う場合に、債務者による損害賠償請求、解除、さらには受領強制を認める規定を置くことも審議されていた。<sup>(74)</sup>

しかし、債権者の同時履行履行の抗弁権の消滅については、第四〇回会議の段階で引換給付が認められれば十分ではないかとの意見が出されており、<sup>(75)</sup> 債務者の債務不履行責任の不発生については、中間試案の補足説明で弁済の提供の効果として整理・規定し、受領遅滞の効果としては規定しないとする考えが示されている。<sup>(76)</sup> また、債務者の損害賠償請求や解除、危険の移転については、第四〇回会議において契約との関連性の強さが注目されていたことが、<sup>(77)</sup> 売買のパートに規定を設けた上で有償契約に適宜準用するという方向性につながったものと考えられる。

結局、民法（債権関係）の改正に関する中間試案では、一般的な受領遅滞の効果としては増加費用の賠償と保存義務の軽減のみを規定し、受領義務に関しては目的物の受取義務のみを規定するにとどまっている。しかも、危険の移転という効果は、一般的な受領遅滞に関する規定ではなく、契約のパートに規定が置かれることとなっている。このため、受領遅滞における債権者の責任をどのような法規範で規律するのかは分かりにくくなっ

た。また、売買における目的物の受取義務以外にどのような受領義務が認められるのか、義務違反の効果として常に損害賠償請求権や解除権が想定されると同時に履行請求権は常に認められないのかといった、債権者の義務違反を原因とする責任を規律する制度の全体像も不明確なままとなっている。

注

- (1) 平井宜雄「債権総論〔第二版〕」(弘文堂、一九九四年)(なお初版は平井宜雄「債権総論」〔弘文堂、一九八五年〕四八頁以下。
- (2) ドイツ民法には履行不能・履行遅滞に関する規定しか存在せず、積極的債権侵害の場合に損害賠償請求権を認めるためには、付随義務や保護義務といった給付義務以外の各種の義務の存在を認め、その義務違反の責任を問うという論法を採らざるをえなかった。
- (3) 平井・前掲注(1)四九頁以下。
- (4) 平井・前掲注(1)一七五頁。
- (5) なお、平井教授が分析において行為債務・作為債務という分類を債務の内容の分類として採用する点については、平井・前掲注(1)一五頁以下参照。
- (6) 平井・前掲注(1)一七五頁。
- (7) 平井教授が作為債務について受領義務を認めた場合に不当な結果が生じる例として挙げるのは、家庭教師をするという契約であり、このような場合に「不適任の家庭教師の教育は、委任自体を解除しなにかぎりこれを受領しなくてはならない」というのでは不都合であるとする(平井・前掲注(1)一七五頁)。
- (8) 例えば、売買契約において、目的物の引渡請求権を有する売主が目的物の受領をしないような場合には、売主は代金支払義務を



履行していない場合が多く、買主は売主の代金支払義務違反を理由として解除または損害賠償を請求すれば足りると考えることになる。

(9) 平井・前掲注(1)一七五頁。

(10) 平井教授と同様、債権者の受領義務の問題を契約レベルの問題として位置づけたいうえで、債権者の契約上の受領義務の存否を個別の契約の解釈に委ねる立場をとる見解として、内田教授〔内田貴「民法Ⅲ〔第三版〕〔債権総論・担保物権〕」〔東京大学出版会、二〇〇五年〕一〇〇頁〕の見解が挙げられる。

(11) 平井教授は、特に継続的契約関係が、受領義務が認められる場合にあたると指摘するのみである(平井・前掲注(1)一七五頁)。

(12) 平井宜雄『債権各論Ⅰ上(契約総論)』(弘文堂、二〇〇八年)八七頁以下。本来的解釈については、特に九二頁以下。

(13) 平井・前掲注(12)八七頁以下。規範的解釈については、特に一〇二頁以下。

(14) 平井・前掲注(12)一〇四頁以下。

平井教授は、信義則と条理は、契約の解釈において、交換的正義に適合する形で契約の内容を合理的に修正する機能を営むとし、次のような基準を挙げる。

(i) 合意の意味が不明確で多様に解釈されるときは、その合意内容の作成者にとって不利な意味に解釈される。

(ii) 合意の内容がそのまま実現されたときに両当事者の得るであろう利益を比較し、その間に利益の著しい不均衡が存在するときは、当該内容はそのままで効果を生じない。

(iii) 合意の内容がそのまま実現されたときに、両当事者の受ける利益の間に著しい不均衡がある場合には、均衡を回復するために他方当事者に権利を与え、または義務もしくは権利の行使につき制約が課されるべき。



- (15) 平井教授は、契約によっては規範的解釈によって債権者に一種の協力義務を認めるべきと明言し、硫黄鉱石の継続的売買契約において買主の引取義務を認めた最判昭和四十六年二月十六日(民集二五卷九号一四七二頁)をこのような考え方のあらわれであると評価している(平井・前掲注(1)五三頁。また当該判決については平井・前掲注(2)一〇七頁以下でも同様の言及を行っている)。
- (16) 平井・前掲注(1)一七六頁。なお、帰責事由以外の要件について、詳しくは平井・前掲注(1)五一頁以下(損害賠償)、および平井・前掲注(2)二二六頁以下(解除)参照。
- (17) 平井・前掲注(1)一七五頁。
- (18) 平井・前掲注(1)一七五頁。
- (19) この点に対し、奥富教授は、債権者の受領義務が認められる範囲を限定的に解する議論のみで四一三条を法定責任制度と解することを根拠づけることはできないと批判する(奥富見『受領遅滞責任論の再考と整序』〔有斐閣、二〇〇九年〕七九頁以下)。
- (20) 平井・前掲注(1)一七六頁。
- (21) 平井・前掲注(1)一七三頁。もっとも、潮見教授は、平井教授は四九二条の効果と四一三条の効果とを明確に区別し、四一三条の効果は保管義務の軽減等(⑦、⑧、⑨)のみと解していると理解している(潮見佳男『債権総論〔第二版〕I』〔信山社、二〇〇三年〕五〇七頁)。
- (22) 潮見教授は、日本の伝統的な民法理論には、「債権を債権発生原因から切り離し、債権発生原因を体系編成面で排除した上で、『債権・債務』を基点に高度に抽象化された体系として『債権総論』を築き上げた点、そして、この作業を通じて利益保障の要素を債権債務の内容から放逐した点に、大きな特徴がある」と指摘し、この点が近時の議論の中で批判の対象とされているとする(潮見・前掲注(2)五頁以下)。

この点、潮見教授は、債権観の歴史的展開につき、次のように説明する。すなわち、伝統的な債権観は、給付請求権とこれに対

応する給付義務を中心とした体系によって構築されたものであった。もっとも、このような体系に対しては、債権機構を構築する別の要因を指摘することを通じて、この体系を補正する議論が古くから展開されてきた。第一に、債権の持つ給付保持力への着目を契機として、債権者利益という観点から債権をとらえなおす考え方。そして、第二に「債権関係」という観点から両当事者の関係をとらえ、給付義務に信義則上の付随義務や保護義務を付加することで債務内容を拡張する考え方である。しかし、第一の考え方は、「債権」という抽象化された一方当事者の個人的利益から債権者と債務者の法律関係をとらえるという基本的な思考方法の点では伝統的債権観となら異なるものではなかった。また、第二の考え方は、あくまで給付請求権・給付義務を中核として、その周辺の規範群を付随義務・保護義務などの概念を用いて体系化・構造化しようとするものであり、その限りで、伝統的な債権・債務観を維持した上でこれに補正を施したにすぎなかった。このため、近時は、給付請求権・給付義務を体系の中心とすること自体を否定し、債務発生原因（とりわけ契約）と債務内容、そして不履行評価を連続的・一体的にとらえる判断枠組みが提示されている。

(23) 潮見・前掲注(2)二二頁以下

(24) 潮見・前掲注(2)五〇二頁以下。

(25) 潮見・前掲注(2)五〇三頁、五〇六頁。

(26) 潮見教授と同様、契約規範との関係で債権者の規範的拘束を基礎づけた上で、受領遅滞における債権者の責任を規律する制度を契約責任制度に一元化する見解として坂口甲「ドイツにおける債権者遅滞制度と債権者の協力義務（一）」（三）「法学論叢」一六五巻四号九四頁以下、六号九一頁以下、二六六巻二号一三〇頁以下（二〇〇九年）がある。もっとも、潮見教授が契約において実現を保障された「債権者利益」との関係で債権者の規範的拘束を基礎づける契約規範を構築するのに対し、坂口准教授は契約において実現を保障された「債務者の利益」との関係で債権者の規範的拘束を基礎づける契約規範を構築する。

契約の履行過程における債権者の責任 (三) (小林)

- (27) 我妻栄『新訂債権総論(民法講義Ⅳ)』(岩波書店、一九六四年)二三八頁。
- (28) 潮見・前掲注(2)二七二頁以下、および五〇三頁。
- (29) 潮見・前掲注(2)五〇三頁以下。
- (30) 潮見・前掲注(2)五〇四頁以下。
- (31) 潮見・前掲注(2)五〇九頁以下。したがって、潮見教授は、債務者が債務の履行がないことを原因として被る不利益を免除すると効果は、弁済の提供制度に固有の効果であり、受領遅滞制度の効果には含まれないとともに、弁済の提供制度の効果はこの効果に限定されると解する。
- (32) 潮見・前掲注(2)五一―一頁以下、五一―八頁以下。
- (33) もっとも潮見教授が四九四条と四一三条との関係をどのように解しているかは明らかではない。
- (34) 潮見教授は、受領遅滞以後の債務者の保管責任を故意および重過失に軽減する点について、ドイツには明文の規定があるが、日本民法にはこのような規定がないとして、日本における受領遅滞の効果としては、保管義務の軽減を問題とする立場をとる(潮見・前掲注(2)五一―八頁以下)。
- (35) 潮見教授は四一―三条の効果として果実收取義務の免除を認めるにあたり、日本では受領遅滞の効果として挙げられるのが通例であると述べるにとどまる。
- (36) 潮見・前掲注(2)二六七頁以下。
- (37) 潮見・前掲注(2)五二〇頁以下。
- (38) 当該結論を導く基礎となった解除制度に関する潮見教授の考え方については、潮見・前掲注(2)四二九頁以下参照。
- (39) 潮見教授は、当初、受領遅滞を債権者の債務不履行ととらえるとしても、債権者に受領を強制することはできないとし、債務者

- に履行請求権を認めることは否定していた（潮見・前掲注②五二二頁）。しかし、その後、受領義務違反の効果として損害賠償と解除のみを認めるのでは狭すぎるとして、債務者の履行請求権まで認めるに至っている（潮見佳男『ブラクティス民法 債権総論（第四版）』信山社（二〇一二年）一九三頁）。
- (40) 北居功「債権者選滞論の再構成序説―民法四一三条と四九二条の基本構造とその関係」法学政治学論究二号（一九八九年）一六六頁以下。
- (41) 北居・前掲注(40)一六八頁以下。また、北居功「民法四九二条の発展的沿革」慶応義塾大学大学院法学研究科論文集二五号（一九八七年）三一九頁以下も参照。
- (42) 旧民法財産編四五一条四項は「債権者カ弁済ヲ受クルコト能ハス又ハ欲セサルトキハ債務者ハ第三款ニ記載シタル如ク提供及ヒ供託ノ方法ヲ以テ自ラ義務ヲ免カルコトヲ得」と規定し、また、旧民法財産編四七四条は「債権者カ弁済ヲ受クルヲ欲セス又之ヲ受クル能ハサルトキハ債務者ハ左ノ區別ニ従ヒ提供及ヒ供託ヲ為シテ義務ヲ免カルコトヲ得」と規定し、提供と供託が一体の制度として規定されていた。さらに、フランス民法も、一二五七条で「債権者が弁済の受領を拒むときは、債務者は現実の提供を行い、債権者がその受領を拒むときは、提供した金額または物を供託することができる。」と定め、提供と供託を一体の制度として考えていた。
- (43) 北居・前掲注(40)一七四頁以下。
- (44) 北居功「『受領』概念の機能的考察―商法五二六条の機能分析を契機に―」法学研究六九卷一号（一九九六年）二三九頁以下。
- (45) 遠田新一「債権者の受領選滞による債務者の解除権 ―買主の引取選滞について」『契約法体系Ⅰ契約総論』（有斐閣、一九六二年）二九四頁以下、同「買主の受領選滞と解除」私法二九号（一九六七年）二七一頁以下。
- (46) 北居功「民法四一三条と買主の引取選滞制度との関係（二・完）」法学研究七〇巻八号八〇頁以下。

契約の履行過程における債権者の責任 (三) (小林)

- (47) 北居・前掲注(40)一七三頁以下。
- (48) 北居・前掲注(46)六五頁以下。
- (49) 北居功「売買における買主の引取遅滞制度の意義と機能——一九世紀のフランス法及びドイツ法を中心に——」法学政治学論究四号(一九九〇年)一六八頁以下。北居・前掲注(46)六四頁。
- (50) ただし、北居教授も不動産売買における売主の登記引取請求権は認める(北居・前掲注(46)六四頁以下)。
- (51) 奥富・前掲注(19)一四五頁以下。
- (52) 奥富・前掲注(19)二七八頁以下。
- (53) 奥富・前掲注(19)三〇四頁以下。
- (54) 奥富・前掲注(19)二八九頁以下、三〇五頁以下。
- (55) 奥富・前掲注(19)二四三頁以下。
- (56) 奥富・前掲注(19)三〇六頁以下。
- (57) 奥富・前掲注(19)二八四頁以下。
- (58) 奥富・前掲注(19)二八九頁以下。
- (59) 奥富・前掲注(19)二九一頁以下。
- (60) 奥富・前掲注(19)二九一頁。
- (61) 奥富・前掲注(19)二九一頁以下。
- (62) 奥富・前掲注(19)二九四頁以下。
- (63) 奥富・前掲注(19)三〇八頁以下。たとえば、売買契約において引取義務を認めるべき場合には、買主は、目的物引渡請求権との関

係では債権者の立場に立つ一方で、目的物の引取という協力義務との関係では債務者の立場に立ち、この義務の不履行は、代金支払義務の不履行と同様に、債務者遅滞・履行遅滞になると解することになる。

(64) 奥富・前掲注(19)三一―一頁以下。

(65) 奥富・前掲注(19)三一〇頁以下。奥富教授は、たとえば、売買目的物が傷みややすい物や爆発物である場合には、信義則に基づき引取義務が認められてよいとする。

(66) 法定責任説を代表する鳩山博士も、契約当事者の特約に基づき債権者が受領義務を負うことを認めている(鳩山秀夫「債権者の遅滞」同「債権法における信義誠実の原則」〔有斐閣、一九五五年〕)。

(67) 契約の拘束力と当事者の意思との関係をどのように考えるかは一つの重要な問題である。この点、平井教授は、規範的解釈によって認められる権利・義務の根拠を契約当事者の意思に求めることができなとし、交換的正義に実質的根拠を求めている(平井・前掲注(1)一〇二頁以下)。そのため、平井教授は契約の拘束力と当事者の意思との関係は希薄であるととらえていると考えられる。

一方、潮見教授は、債権者の受領義務を導く契約規範の根源を、契約当事者が自律的に決定した契約目的において(潮見・前掲注(2)五〇三頁)。そのため、潮見教授は契約の拘束力と当事者の意思は結びつきをもつものにとらえられていると考えられる。

(68) もっとも、契約上の受領義務(規範的拘束)に違反した場合の効果という点まで視野に入れると、契約責任制度への一元化をはかる見解の内部で契約の拘束力が及ぶ範囲の理解に差異がみられる。すなわち、債務者の損害賠償請求権や解除権、そして履行請求権に関して、潮見教授は、債権者も債務者と同等の地位に立つと考えているのに対し、坂口准教授は、債権者が規範的拘束から逸脱した場合でも、これらの効果が契約の拘束力によって基礎づけられない場合が存在することを認める(坂口甲「ドイツにおける債権者遅滞制度と債権者の協力義務」(二)法学論叢一六六卷二号(二〇〇九年)一五〇頁)。

(69) 窪田教授はこのような考え方を明確に示している(窪田充見「履行請求権」ジュリスト二二二八号(二〇〇六年)一〇五頁以下)。

(70) 鳩山・前掲注(66)一〇五頁。

(71) また、そもそも、「受領」と「引取」を北居教授のような理解をすることにも疑問があり、しかもこのような理解は北居教授の見解の内部において問題を生じさせると考える。すなわち、北居教授は四九二条をこの意味での「受領」がなされない場合を問題とする制度と解した上で、「受領」がなされないことの効果として、増加費用の賠償や注意義務の軽減、危険の移転を認める。しかし、給付が債務の本旨に適合していることの承認がなされない場合において、危険の移転はともかく、注意義務の軽減や増加費用の賠償は問題とならないように思われ、これを四九二条の効果として認めることに問題を生じさせることになる。

(72) 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」二〇頁。

(73) 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」五八頁、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）」五三頁、一四六頁以下。

(74) 「法制審議会民法（債権関係）部会第四〇回会議議事録」一四頁以下。

(75) 「法制審議会民法（債権関係）部会第四〇回会議議事録」二〇頁。

(76) 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）」五三頁。

(77) 「法制審議会民法（債権関係）部会第四〇回会議議事録」二〇頁以下。

## 第四節 小括

## 一 現行日本法の対立点

以上、日本法の到達点を分析してきたが、最近の動向を踏まえても、受領遅滞における債権者の責任の全体像を明らかにするには、なお解決しなければならぬ問題が残されている。第一に、四一三条と四九二条の関係をどのように考えるか。第二に、債権者の責任を規律する制度として、二つの制度を併存させるか、契約責任制度に一元化するか。そして第三に、受領遅滞において債権者が負う責任の範囲を確定する基準をどのように考えるかという点である。以上の三点についてこれまでの学説がどのように対立しているかを整理し、検討すべき課題を明らかにしたい。

## (一) 四一三条と四九二条の関係

四一三条と四九二条の関係をどのように考えるかという点については、四一三条の効果の中に四九二条の効果を含めるかという問題が存在し、<sup>(78)</sup> 四一三条の効果の中には四九二条の効果も含まれると解する見解と、四一三条の効果と四九二条の効果を峻別する見解とが対立している。<sup>(79)</sup>

四一三条の効果の中には四九二条の効果も含まれると解する奥富教授は、四一三条の要件が満たされる場合には必ず四九二条の要件も満たして四九二条の効果が生じる点、および、起草委員が立法後の著作において四一三条の効果の一つとして四九二条の効果を認めている点を根拠とする。これに対し、四一三条の効果と四九二条の効果を峻別する潮見教授は、両制度が別個・独立の制度として民法典におかれているのであるから両条に別個の



制度趣旨があると解するべきであるとする我妻博士の見解を踏襲した上で、各制度の保護目的に合致する効果のみを四一三条および四九二条の効果として認めるべきであると主張する。

この点、契約の履行過程において債権者側の事情によつて債務の履行が障害された場合に、債務者の債務不履行責任の免除という効果が生じることには争いはない。問題はその効果がいかなる制度に基づき生じると考えるかである。したがって、四一三条と四九二条の関係をめぐる対立は、四一三条と四九二条をどのような趣旨の制度と解するかという観点から考える必要がある。

とりわけここで問題とすべきは、四一三条を四九二条の制度趣旨を内包した制度と解すべきか否かである。<sup>(80)</sup>

そこで、四一三条が問題とする債権者の責任がどのような責任根拠によつて基礎づけられる責任なのかを明らかにした上で、その責任内容として四九二条の効果が当該責任根拠から基礎づけられるかを検討することが重要であると考える。

## （二）併存的構成と二元的構成の対立

債権者の責任の根拠をいかなる法規範に基づいて説明するかという点については、次の二つの構成が示されている。第一に、債権者の受領義務を問題とすることなく債権者に課される責任を規律する制度と債権者の受領義務違反を原因とした責任を問題とする制度の両方が併存すると解する見解（以下、併存的構成という）。第二に、債権者の責任を規律する制度を債権者の契約上の受領義務違反を原因とした契約責任制度に一元化した上で、その要件および効果を契約内容に応じて柔軟に考えていく構成（以下、二元的構成という）である。第三期においては、平井教授、北居教授、奥富教授の見解が併存的構成に属し、潮見教授の見解が一元的構成に属する。

もつとも、併存的構成と一元的構成の対立は、伝統的な法定責任説と債務不履行説の対立とは異なる。伝統的な法定責任説と債務不履行説との間には、①債務者の注意義務の軽減や債権者への危険の移転といった効果につき、要件として債権者の過失を要求するか否かという相異、および、②債務不履行を原因として認められる諸効果につき、原則として認めないか、一般的に認めるかという違いが存在していた。しかし、①の点に関して、第三期の契約責任制度へ一元化する見解は、責任発生の要件として一律に債権者の帰責事由を要求するのではなく、効果に応じて個別に要否を検討する考え方をとる。また、②の点に関しても、債権者の契約上の受領義務を一般的に認める一元的構成をとることが、直ちにこれらの効果を一般的に認めることへつながるわけではない。<sup>(81)</sup>

併存的構成と一元的構成は、従来の議論が法定責任として位置付けてきた各種の効果（増加費用の賠償請求権や債務者の注意義務の軽減、および危険の移転）を、債権者の受領義務を問題とすることなく債権者に課される責任として基礎づけるか、それとも債権者の受領義務違反を原因とした責任として基礎づけるかという点で異なっている。したがって、併存的構成と一元的構成の対立を考えるにあたっては、どちらの責任として基礎づけるのが妥当かを検討する必要がある。

併存的構成は、伝統的な法定責任説の立場を踏襲し、これらの効果を債務者を保護するために法が特別に定めた責任として正当化する。しかし、そもそも民法四一三条は受領遅滞の場合に生じる効果について、文言でなんら示していない。また、起草過程においても、これらの効果につき、必ずしも明確な言及がなされていたわけではなかった。<sup>(82)</sup>このため、債権者の帰責事由を要件とすることなく認められるこれらの効果が、なぜ債権者の責任として肯定されるのかを明らかにする必要がある。

併存的構成をとる北居教授は、債権者の過失を問題とすることなく債権者に責任を負わせることが、起草過程

に表れた起草者意思であることを、また、奥富教授は、債権者の意思の関与を問題とすることなく増加費用の賠償請求権を債務者に認めることが四一三条の起草趣旨であることを主張する。しかし、併存的構成をとる立場において、責任根拠をどこに求めるかという点についてこれ以上の言及はない。

他方、一元的構成をとる潮見教授も、従来の議論が法定責任として位置付けてきた各種の効果を契約責任制度の効果として認める。もっとも、これらの効果は債務不履行の場合に一般的に認められる効果ではないため、なぜ契約責任制度における債権者の責任として肯定されるのかを明らかにする必要がある。

潮見教授は、これらの効果が契約利益（債権者利益）の実現に向けて債権者に課される規範的拘束から逸脱したことを理由として認められること、および債務不履行の中でも債権に伴う規範的拘束からの逸脱という特殊性を考慮して認められることを主張する。しかし、債権に伴う規範的拘束から逸脱したことによってなぜこれらの効果が生じるのかについて、それ以上の具体的な説明はなされていない。<sup>(83)</sup>

以上の点を踏まえると、併存的構成と一元的構成の対立を考えるにあたっては、増加費用の賠償請求権などの効果に関して債権者がなぜ責任を負うのかを明らかにした上で、その責任根拠が契約の拘束力とどのような関係にあるのかを検討することが必要であると考ええる。

### （三） 債権者が負う責任の範囲

第三期において展開された議論でも、とりわけ債権者の受領義務違反を原因とした責任を問題とする制度との関係で、受領遅滞において債権者が負う責任の範囲をどこまでと解するかにつき、見解が一致していない。

債権者が負う責任の範囲を考えるにあたっては次の二つの点が問題となる。第一に、債権者の受領義務が認め

られる範囲がどこまでか。第二に、債権者が受領義務に違反した場合にどのような効果を認めるかという点である。

(i) 債権者の受領義務が認められる範囲

併存的構成をとる学説は、債権者の受領義務が認められる範囲を限定的に解している。

まず、北居教授は、起草者意思を根拠として四一三条を債権者の引取義務を問題とした制度と構成し、債権者の受領義務が認められる場合として物の引取が問題となる場合のみを想定する。しかし、債権者の受領義務を認めて債務不履行の効果で債務者を保護すべき場合は債権者による物の引取が問題となる場合に限られないため、債権者の受領義務違反に基づく責任を問題としうる場合を目的物の引取が問題となる場合に限定することは、債権者が負う責任の範囲として狭すぎると考えられる。また、起草者も、必ずしも引取義務のみを債権者の受領義務として問題とする意図はなかったものと考えられる。<sup>(84)</sup>

次に、奥富教授は、受領義務が認められる場合につき、損害賠償請求権を認めて債務者を保護すべきかを基準とした上で、實際上受領がなされない場合において問題となる損害のほとんどは増加費用の範疇に含まれるとして、受領義務が認められる場合は限定的となると考えている。しかし、とりわけ、一回的給付が問題となる債務ではなく、企業間の取引のような、複雑・長期の履行プロセスが問題となるような債務を考えた場合、債権者が受領を行わない場合に債務者が増加費用を超えて様々な損害を被りうることは想像に難くない。また、債権者の受領遅滞によって債務者が損害を被る場合には損害賠償請求権を認めて債務者を保護するべきと考えらるならば、債権者に一般的に受領義務を認めた上で、「損害の発生」という損害賠償請求権の要件によって処理することが素直であると考えられる。<sup>(85)</sup>

一方、平井教授は、作為債務・引渡債務という債務内容に即した分析を基礎として受領義務を認める必要がある場合は限定されると主張し、債権者の契約上の受領義務が認められる範囲を限定的に解する。もともと、平井教授は、債権者の受領義務の存否の問題を契約の解決という枠組みで捉えることを明らかにすることとどまり、その際にいかなる考慮をするかについてなんら言及していない。

これに対し、一元的構成をとる潮見教授は、債権者は契約利益の実現という共同の目的を自律的に決定したという自己決定の結果として契約利益の実現に向けて規範的に拘束されるとし、契約関係においては一般的に債権者の受領義務が認められると解している。

以上の整理を踏まえると、債権者の受領義務が認められる範囲を考えるにあたっては、契約関係において、契約によって債権者の受領義務が基礎づけられる範囲をどのように確定するかを検討することが重要であると考えられる。また、その際には、債務の履行が「債権者側」の事情で障害された場合には、債務の履行が「債務者側」の事情で障害された場合と違いはあるのか、あるとしてその違いは何であり、債権者の受領義務が認められる範囲を考えるにあたりどのような影響を及ぼすのかを検討する必要があると考える。

（ii）債権者が受領義務に違反した場合の効果

債権者が受領義務に違反した場合にどのような効果を認めるかという問題については、引取義務制度の趣旨を根拠として履行請求権を否定する北居教授の見解を除き、債務者による債務不履行の場合と異なる規律を主張する見解はほとんどない。<sup>(86)</sup> すなわち、一元化構成をとる潮見教授は、債務者の損害賠償請求権や解除権、そして履行請求権という債務不履行の場合に一般的に認められる効果との関係では、債権者が規範的拘束から逸脱した場合を債務者が自ら負う債務の履行をしなかった場合と完全にパラレルに考えており、債務者の注意義務の軽減と

いった債務者の履行遅滞では問題とならない債権者の受領遅滞に特有の問題の処理を除けば、契約の履行過程において債務の履行を障害した事情が「債務者側」にあるか「債権者側」にあるかで区別していない。また、併存構成をとる平井教授も、債権者の受領義務の性質を債務者の負う様々な義務と区別することなく、契約関係において契約当事者が負う義務という包括的などらえ方をしているため、義務違反の効果についても同様に履行障害の事情が「債務者側」にある場合と「債権者側」にある場合とを包括的にとらえている。

しかし、潮見教授も主張するように、義務違反を原因として認められる効果について要件を統一する必要はなく、また、債務の履行が「債権者側」の事情で障害された場合の特殊性を考慮して受領遅滞制度を構築すべきであるならば、受領義務違反の場合にいかなる効果が認められるかを検討するにあたってどのように基礎づけられた受領義務の違反なのかを考慮することも有益であると考ええる。

したがって、債権者が受領義務に違反した場合にどのような効果を認めるかという問題を考えるにあたっては、合意の拘束力との関係で債権者の責任として認められる効果をどのように確定するか検討することが重要であり、また、その際には、債務の履行が「債務者側」ではなく「債権者側」の事情で障害された点が特別な考慮を要するか検討する必要があると考ええる。

## 二 検討の視点

債権者の責任をめぐる日本の学説の展開を踏まえるならば、以上の問題を検討するにあたっては、次の視点が重要であると考ええる。

第一に、債権・債務との関係ではなく契約との関係で債権者の責任規範を再構築しようとする議論を踏まえる

ならば、債権者の責任の問題についても契約との関係でどのように位置づけられるのかを検討し、契約責任の中心にある合意の拘束力と債権者の責任とがどのような関係にあるのかを明らかにする必要がある。

第二に、立法過程の分析を基礎として債権者の責任規範の構築を試みる議論を踏まえるならば、債権者の責任の問題を考えるにあたって、もう一度起草過程における議論から説き起こし、起草者が債権者の責任についてどのように考えていたのかを考慮する必要がある。

この第二の点との関係では、とりわけ、第一章における起草過程の分析から明らかとなった次の点が注目される。すなわち、起草者は民法四一三条を起草するにあたって、ドイツ法の債権者遅滞制度（債権者の受領義務を問題とすることなく債権者に課される責任を問題とする制度）と引取義務制度（債権者の引取義務違反を原因とした責任を問題とする制度）を参考にしており、かつ、両制度が問題とする責任原理の異なる二つの責任を明確に区別することのないまま日本法に取り入れようとしていた点である。

そこで第三章以下では、ドイツ法の債権者遅滞制度および引取義務制度について、その責任原理・要件・効果を詳細に分析し、債権者の受領義務を問題とすることなく債権者に課される責任と債権者の受領義務違反を原因とした責任を、それぞれどのような責任と考え、また両者がどのような関係にあると考えているのか明らかにする。

## 注

(78) 四一三条と四九二条との関係については、四一三条に四九二条の効果とは異なる固有の効果認めるとする点も問題となる。

この点、四一三条に固有の効果認めない理解をとるのは、四一三条の法的性質について法定責任説をとる立場に限られ、また、法定責任説をとる立場においても見解が分かれる。四一三条に固有の効果認めない見解は、四一三条の効果は債務者が弁済の



提供をしたことにより責任を軽減されることの反面として債権者に生じる不利益であると解し、四一三条の効果は四九二条の効果でもあるとする（林良平・石田喜久夫・高木多喜男『債権総論〔改訂版〕』（青林書院新社、一九八二年）七三頁）。これに対し、四一三条に固有の効果を見解は、四一三条は不履行責任の免除という視点から規定する四九二条を超える保護を債権者に与える制度であると解する（奥田昌道編『注釈民法（二〇）』（有斐閣、一九八七年）二五四頁）。法定責任説を確立した鳩山博士も四一三条に固有の効果と認めるとの理解をとる（鳩山・前掲注66）一八一頁以下）。

(79) 前述した通り、平井教授がこの点についてどちらの立場に立つかは必ずしも明らかではない。

(80) 四一三条と四九二条の関係を考えるにあたって両制度の趣旨に着目した場合、北居教授は、四九二条に債務者の不履行責任の免脱という効果と増加費用の賠償請求権などの債権者の責任を問題とする効果を認めることになる。

(81) たとえば、契約責任制度への一元化構成をとる坂口准教授は、債務者の損害賠償請求権や解除権、そして履行請求権が認められる場合を限定的に解している（坂口・前掲注68）一五〇頁）。

(82) この問題を明確に意識していた鳩山博士は、法定責任として認める諸効果につき、四九二条や六五九条などの法典上の根拠が挙げられることを重視している（鳩山・前掲注66）一八〇頁以下）。

(83) この点、坂口准教授は、債務者の利益を保護目的とする契約規範を定立することで、対価危険の移転、増加費用の賠償、目的物保管義務の軽減といった効果の発生を、責任発生根拠たる契約規範との関係で具体的に根拠づけることを試みる（坂口・前掲注68）一四九頁以下）。

(84) 拙稿「契約の履行過程における債権者の責任（二）」名古屋大学法政論集（二〇二二年）一四二頁以下、一五三頁以下参照。

(85) 債権者の受領遅滞によって債務者が損害を被った場合でも、信義則上の受領義務違反に基づく損害賠償請求権で債務者を保護しない場合を認めるのであれば、逆に、なぜ債務者を保護しないのかを根拠づける必要がでるが、奥富教授はなんら言及していない。



(86) もつとも、坂口准教授は、履行遅滞の場合と異なり、債務者のいかなる利益が契約規範の保護目的とされているかによって、債権者の規範的拘束の程度に濃淡があることを認め、債務者の損害賠償請求権や解除権、履行請求権が認められる場合を限定的に解する(坂口・前掲注(88)一四九頁以下)。しかし、坂口准教授の見解は、債権者の協力があれば債務者が置かれたであろう地位を保護すべきであるとの評価を基礎に置く一方で、契約規範の保護目的がなぜ限定されるのかを明らかにしていない。また、坂口准教授は、契約規範の保護目的と債権者の規範的拘束(さらにはその違反の場合の要件・効果)との関係をどのように考えているかについて、必ずしも明確には言及していないため、債務者の損害賠償請求権や解除権がなぜ認められない場合があるのか、そして、債務者のどのような利益を保護目的とする契約規範が承認されれば、債務者の損害賠償請求権や解除権、さらには履行請求権が基礎づけられるのかも明らかではない。

